

○伊万里市土地開発公社情報公開要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊万里市情報公開条例（平成11年条例第16号。以下「情報公開条例」という。）の趣旨に基づき、伊万里市土地開発公社（以下「公社」という。）が管理する情報の公開について必要な事項を定めることにより、公社の活動の透明性の一層の向上を図り、公社に対する市民の理解と信頼を深め公正で開かれた公社の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 情報 公社の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、及び磁気、光学等の記憶媒体その他これらに類するものから出力され、又は採録されたものであって、決済、供覧その他これらに準ずる手続きが完了し、公社が現に管理しているものをいう。
- (2) 情報の公開 公社がこの要綱の規定に基づき、情報を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(公社の責務)

第3条 公社は、情報の公開を申出する市民の意思を十分に尊重して、この要綱を解釈及び運用するとともに、情報の公開に当たっては、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この要綱の規定により公開を受けたものは、それによって得た情報をこの要綱の目的に即して適正に使用するとともに、その情報を濫用し、又は第三者の権利を侵害してはならない。

(情報の公開申出ができる者)

第5条 何人も、公社に対し、情報の公開を申出することができる。

(情報の公開の申出方法)

第6条 情報の公開を申出しようとするものは、公社に対して、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在及び代表者の氏名）

- (2) 公開の申出に係る情報の名称又は内容
 - (3) 前2項に掲げるもののほか、公社が定める事項
- 2 公社は、前項の申出書に形式上の不備があると認めるときは、公開の申出をした者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、公社は公開の申出をしたものに対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(情報の原則公開)

第7条 公社は、前条第1項の規定により情報の公開の申出（以下「公開申出」という。）があった場合は、公開申出に係る情報に次の各号の掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、公開申出をした者（以下「申出者」という。）に対し、当該情報を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令、条例等の規定により、何人でも閲覧することができると思われる情報。
 - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
 - ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報
 - エ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときには、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（ただし、公開することにより、当該公務員の権利利益が著しく侵害されるおそれがあるものを除く。）
- (2) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位、社会的地位その他の正当な利益が損なわれるおそれがあると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められ

る情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、生じるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公開が必要と認められる情報

ウ 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある侵害から消費生活その他市民の生活を保護するために、公開することが必要であると認められる情報

(3) 法令又は条例の規定により、明らかに公開することができないとされている情報

(4) 公社内部並びに国、他の地方公共団体及び公共的団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報

(5) 公社と国等の機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、公社と国等との協力関係又は信頼関係に著しい支障が生ずると認められる情報

(6) 公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、用地買収等の計画、訴訟及び交渉の方針、職員の身分取扱いその他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が生ずると認められる情報

(7) 公開することにより、人の生命、身体、健康又は財産の保護その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

（部分公開）

第8条 公社は、公開申出に係る情報に非公開情報が含まれている場合において、その部分を容易に、かつ、公開申出の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて当該情報を公開しなければならない。

（時限公開）

第9条 公社は、非公開情報であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該情報を公開しなければならない。

（公益上の理由による裁量的公開）

第10条 公社は、公開申出に係る情報に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、当該情報を公開することができる。

(情報の存否応答拒否)

第11条 公社は、公開申出に対し、当該公開申出に係る情報が存在しているか否かを答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、当該情報の存否を明らかにしないで当該公開申出を拒否することができる。

(公開申出に対する決定)

第12条 公社は、公開申出があったときは、公開申出を受けた日の翌日から起算して15日以内に、公開申出に対する公開の可否の決定(以下「公開等の決定」という。)をしなければならない。ただし、次の各号に掲げる日は、当該期間に算入しない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
 - (3) 第6条2項の規定により補正を求めたときは、当該補正に要した日(前2号に掲げる日を除く。)
- 2 公社は、公開等の決定をしたときは、申出者に対し、速やかに当該決定の内容を書面により通知しなければならない。
- 3 公社は、公開等の決定をする場合において、情報の公開をしない旨の決定(第8条の規定により公開申出に係る情報の一部を公開しない場合の決定を含む。以下「非公開決定」という。)をしたときは、前項の書面にその理由を記載しなければならない。この場合において、第9条の規定により当該情報が期間の経過により公開でき、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて記載しなければならない。
- 4 公社は、事務処理上の困難その他正当な理由により、第1項に規定する期間内に公開等の決定をすることができないときは、公開申出を受けた日の翌日から起算して60日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、公社は、申出者に対し、速やかに当該延長の理由及び決定できる時期を書面により通知しなければならない。
- 5 公社は、前項の規定により公開等の期間を延長したが、なお公開申出に係る情報が著しく大量であって、当該期間内にそのすべてについて公開等の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、公開申出に係る情報のうちの相当の部分につき当該期間内に公開等の決定をし、残りの情報については相当の期間内に公開等の決定をすれば足りる。この場合において、公社は、前項に規定する期間内に、申出者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
- (1) この項の規定を適用する旨及びその理由
 - (2) 残りの情報について公開等の決定をする期限

(情報の不在又は存否応答拒否の手続き)

第13条 社は、公開申出に係る情報が不存在であるとき、又は第11条に規定する情報の存否を明らかにしないときの手続きは、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開申出に係る情報に社及び申出者以外の第三者に関する情報が記録されているときは、社は、公開等の決定をするにあたって、当該決定に係る情報に係る第三者に対し、公開申出に係る情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 社は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開等の決定に先立ち、当該第三者に対し、公開申出に係る情報の名称その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号ウ又は同条第2号ただし書きに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている情報を第10条の規定により公開しようとするとき。

3 社は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該情報の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開の決定をするときは、公開の決定の日と公開を実施する日との間にすくなくとも7日間を置かななければならない。この場合において、社は、公開の決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開を決定した旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(情報公開の実施方法)

第15条 社は、第12条第1項の規定により情報の公開をする旨の決定をしたときは、申出者に対し、速やかに当該情報の公開をしなければならない。

2 情報の公開の実施は、次の各号に掲げる情報の種別に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。ただし、社は、閲覧の方法により行うものであって、当該情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うことができる。

(1) 文書、図画及び写真 閲覧又は写しの交付

(2) フィルム 視聴又は写しの交付(マイクロフィルムに限る)

(3) 電磁的記録(次号に掲げるものを除く。) 印刷物として出力したもの

の閲覧又は写しの交付

- (4) 録音テープ、ビデオテープその他の音声記録媒体及び動画記録媒体 視聴又は写しの交付が容易であるときは当該写しの交付
- 3 前項3号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスクその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該出力したものの視聴又は当該複写したものの交付により公開の実施を行うことができる。

(費用負担)

- 第16条 前項の規定による情報の閲覧に係る手数料は、無料とする。
- 2 前条の規定により情報の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する実費を負担しなければならない。
- 3 前2項の手数料等は、情報の公開の実施の際、これを徴収する。

(公開済み情報の取扱い)

- 第17条 公社は、この要綱の規定により一度公開した情報は、この要綱に規定する手続きによらず提供するようつとめるものとする。この場合において、提供に係る手数料、写しの作成及び送料に要する実費については、第16条の規定を準用する。

(不服申立て)

- 第18条 申出者は、第12条の規定による情報の公開の決定について不服があるときは、不服申立てをすることができる。
- 2 前項の規定する不服申立ては、公開等の決定のあった翌日から起算して60日以内に書面にて提出しなければならない。
- 3 公社は、不服申立てがあった場合は、当該不服申立てが、第2項の期間の経過後になされたものなど明らかに不適切であることを理由に却下する場合を除き、速やかに伊万里市情報公開審査会に意見を求めなければならない。
- 4 公社は、伊万里市情報公開審査会の意見を尊重し、特別な事情がある場合を除き、その意見があった日から起算して15日以内に当該不服申立てに対する決定を行い、書面により申出者に通知するものとする。

(委任)

- 第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、公社が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 この要綱のうち情報公開に関する規定は、平成20年4月1日（以下「適用日」という。）以後に決済等が行われた情報について適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、適用日前の情報について公開申出があった場合は、これに応ずるよう努めるものとする。
- 4 前項の規定により情報の公開を実施する場合には、第16条の規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。